

【重要注意事項】 傷病手当金を請求される方へ

日本無線健康保険組合

傷病手当金は、病気やケガを早期に治療して職場へ復帰するため、労務不能かつ無収入である期間中の、関係法令で定められた条件下での収入補償を目的としています。

申請請求期間に治療の必要があり、給与収入等が無く、且つ労務不能であるという医師の意見書を参考に、健康保険組合が給付金支給の決定を行っています。

【請求書作成時の留意点】

- ・ 毎月最低一度は医師の診察を受けてください（主治医による継続的・定期的な治療の有無を確認するため、「療養を担当した医師の意見」欄の診療実日数0日間は認められません。但し、主治医の診療計画に従い、申請請求期間中に診療実日数がない場合は、その旨を医師意見欄の「傷病の主症状及び経過概要欄」に記載してもらうこと。）。
- ・ 傷病手当金は給与等の収入の代わりに支給されるものですから、複数月まとめてではなく、およそ1月単位で請求書を作成し、遅滞なく提出してください。
- ・ 傷病手当金請求の際の傷病と同一傷病で障害年金を受給している場合、または老齢厚生年金を受給している場合は、「被保険者が記入するところ」欄の必要事項をご記入の上、年金証書や通知書のコピーを添付してご提出してください。受給開始日、年金の額がわかる部分が必要です。
- ・ 「療養を担当した医師の意見」欄の医師の証明日は「労務不能と認めた期間」より後の日付でないと認められません。医師は過去の事実を証明することになります。

例) 労務不能期間 1月1日～31日の場合、証明日は2月1日以降の日付

- ・ 訂正した箇所には必ず訂正印を押印してください。
- ・ 虚偽申告が判明した場合、傷病手当金は支給しません。
- ・ 故意の事故（病気・ケガ）、けんか・泥酔等の不行跡による事故（病気・ケガ）、正当な理由なく医師の療養の指示・指導に従わなかった場合（診療を受けない、処方薬を服薬しない等）は、請求金額の全部又は一部が制限されます。

【その他】

- ・ 健康保険法に基づいた審査を行いますので、支給決定まで時間がかかる場合があります。

以上